

堺市公報 第146号	令和2年11月20日発行
堺市公報	発行 堺市（総務局行政部法制文書課） 堺市堺区南瓦町3番1号

目 次

	頁
<告示>	
○瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の設置許可申請について 【環境局環境保全部環境対策課】	2
○土壤汚染対策法第11条第1項に基づく形質変更時要届出区域の指定について 【環境局環境保全部環境対策課】	14
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定について 【健康福祉局障害福祉部障害施策推進課】	16
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定特定相談支援事業者の指定について 【健康福祉局障害福祉部障害施策推進課】	16
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業の廃止について 【健康福祉局障害福祉部障害施策推進課】	17
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定特定相談支援の事業の廃止について 【健康福祉局障害福祉部障害施策推進課】	18
○道路法に基づく市道の区域変更及び供用開始について 【建設局土木部路政課】	18
<公告>	
○地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の適用を受ける調達契約に係る落札者等について 【ICTイノベーション推進室】	21
○大規模小売店舗立地法に基づく新設の届出等について 【産業振興局商工労働部商業流通課】	22
○農用地利用集積計画 【産業振興局農政部農地課】	24

○都市計画法に基づく工事の完了について	
【建築都市局開発調整部宅地安全課】	29
○都市計画法に基づく工事の完了について	
【建築都市局開発調整部宅地安全課】	29
○都市計画法に基づく工事の完了について	
【建築都市局開発調整部宅地安全課】	30
○都市計画法に基づく工事の完了について	
【建築都市局開発調整部宅地安全課】	30
○都市計画法に基づく工事の完了について	
【建築都市局開発調整部宅地安全課】	31

告 示

堺市告示第416号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定に基づき特定施設の設置の許可の申請があったので、同条第4項の規定により、その概要を次の1のとおり告示する。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次の2のとおり縦覧に供する。

令和2年11月20日

堺市長 永 藤 英 機

1 申請の概要

(1) 申請者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社クボタ

代表取締役 北尾 裕一

大阪市浪速区敷津東1丁目2番47号

(2) 工場又は事業場の名称及び所在地

株式会社クボタ 堺臨海工場

堺市西区築港新町3丁8番

(3) 特定施設に関する事項

ア 種類

水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1 65号 酸又はアルカリによる表面処理施設 21基

イ 能力

別表1のとおり

ウ 工事の着手及び完成並びに使用開始の予定年月日

別表1のとおり

エ 使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間

別表1のとおり

オ 使用時間の季節的変動

別表1のとおり

カ 使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常の数値及び最大の値

別表1のとおり

キ 使用時において当該特定施設から排出される汚水等の1日当たりの通常の数値及び最大の数値

別表1のとおり

(4) 汚水等の処理施設に関する事項

ア 種類又は使用開始年月日若しくは使用開始予定年月日

別表2のとおり

イ 構造及び能力並びに汚水等の処理の方法

別表2のとおり

ウ 使用時間の間隔、1日当たりの使用時間及び使用時間の季節的変動

別表2のとおり

エ 使用時における当該汚水等の処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の通常の数値及び最大の値

別表2のとおり

オ 使用時における当該汚水等の処理施設による処理前及び処理後の汚水等の1日当たりの通常の数値及び最大の数値

別表2のとおり

(5) 排出水の汚染状態及び量

別表3のとおり

2 縦覧の期間及び場所

(1) 場所

堺市堺区南瓦町3番1号 堺市役所高層館4階

堺市環境局環境保全部環境対策課

(2) 期間

令和2年11月20日から同年12月11日まで

ただし、堺市の休日に関する条例（平成2年条例第20号）第2条第1項に規定する休日を除く。

(3) 時間

午前9時から正午まで及び午後0時45分から午後5時30分まで

別表1

種類	65号 酸又はアルカリによる表面処理施設 (洗浄-1)		65号 酸又はアルカリによる表面処理施設 (洗浄-2)		65号 酸又はアルカリによる表面処理施設 (洗浄-3)	
	能力	洗淨個数:400個/日 許可後	洗淨個数:400個/日 許可後	洗淨個数:400個/日 許可後	洗淨個数:400個/日 許可後	洗淨個数:400個/日 許可後
工事着手予定年月日		許可後	許可後	許可後	許可後	許可後
工事完成予定年月日		許可後	許可後	許可後	許可後	許可後
使用開始予定年月日		許可後	許可後	許可後	許可後	許可後
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間		8時～18時及び20時～6時、20時間/日	8時～18時及び20時～6時、20時間/日	8時～18時及び20時～6時、20時間/日	8時～18時及び20時～6時、20時間/日	8時～18時及び20時～6時、20時間/日
使用時間の季節的変動		特になし	特になし	特になし	特になし	特になし
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の1日当たりの通常の量及び最大の量	区分	通常	最大	通常	最大	通常
	pH	10	10	10	10	9.1
	BOD	22,000	22,000	22,000	22,000	8,200
	COD	16,000	16,000	16,000	16,000	7,800
	SS	58	58	58	58	2
	油分	530	530	530	530	67
	T-N	3,100	3,100	3,100	3,100	2,900
T-P	2	2	2	2	1	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の1日当たりの通常の量及び最大の量	m ³ /日	0.1 (排水は全量 業者委託処理)	0.1 (排水は全量 業者委託処理)	0.1 (排水は全量 業者委託処理)	0.1 (排水は全量 業者委託処理)	0.1 (排水は全量 業者委託処理)

種類	65号 酸又はアルカリによる表面処理施設 (洗浄-4)		65号 酸又はアルカリによる表面処理施設 (洗浄-5)		65号 酸又はアルカリによる表面処理施設 (洗浄-6)	
	洗浄回数:400個/日 許可後	最大 9.1	洗浄回数:460個/日 許可後	最大 9.1	洗浄回数:460個/日 許可後	最大 9.1
能力						
工事着手予定年月日	許可後		許可後		許可後	
工事完成予定年月日	許可後		許可後		許可後	
使用開始予定年月日	許可後		許可後		許可後	
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間	8時～18時及び20時～6時、20時間/日		8時～18時及び20時～6時、20時間/日		8時～18時及び20時～6時、20時間/日	
使用時間の季節的変動	特になし		特になし		特になし	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値	区分	通常	通常	最大	通常	最大
	pH	9.1	9.1	9.1	9.1	9.1
	BOD	8,200	8,200	8,200	8,200	8,200
	COD	7,800	7,800	7,800	7,800	7,800
	SS	2	2	2	2	2
	油分	67	67	67	67	67
	T-N	2,900	2,900	2,900	2,900	2,900
T-P	1	1	1	1	1	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の1日当たりの通常の量及び最大の量	0.1 (排水は全量 業者委託処理)	0.1 (排水は全量 業者委託処理)	0.1 (排水は全量 業者委託処理)	0.1 (排水は全量 業者委託処理)	0.1 (排水は全量 業者委託処理)	0.1 (排水は全量 業者委託処理)
	m ³ /日					

種類	65号 酸又はアルカリによる表面処理施設 (洗浄-7)		65号 酸又はアルカリによる表面処理施設 (洗浄-8)		65号 酸又はアルカリによる表面処理施設 (洗浄-9)		
	単位	通常	最大	通常	最大	通常	最大
能力		10	10	9.3	9.3	10	10
工事着手予定年月日		許可後	許可後	許可後	許可後	許可後	許可後
工事完成予定年月日		許可後	許可後	許可後	許可後	許可後	許可後
使用開始予定年月日		許可後	許可後	許可後	許可後	許可後	許可後
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間		8時～18時及び20時～6時	8時～18時及び20時～6時	8時～18時及び20時～6時	8時～18時及び20時～6時	8時～18時及び20時～6時	8時～18時及び20時～6時
使用時間の季節的変動		特になし	特になし	特になし	特になし	特になし	特になし
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値	pH	-					
	BOD	mg/l	22,000	22,000	6,400	22,000	22,000
	COD	mg/l	16,000	16,000	22,000	16,000	16,000
	SS	mg/l	58	58	21	58	58
	油分	mg/l	530	530	89.2	530	530
	T-N	mg/l	3,100	3,100	3,600	3,100	3,100
	T-P	mg/l	2	2	1.9	2	2
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の1日当たりの通常の量及び最大の量	m ³ /日	0.1 (排水は全量業者委託処理)	0.1 (排水は全量業者委託処理)	0.1 (排水は全量業者委託処理)	0.1 (排水は全量業者委託処理)	0.1 (排水は全量業者委託処理)	0.1 (排水は全量業者委託処理)

種類	65号 酸又はアルカリによる表面処理施設 (洗浄-10)		65号 酸又はアルカリによる表面処理施設 (洗浄-11)		65号 酸又はアルカリによる表面処理施設 (洗浄-12)	
	能力	洗淨個数:360個/日 許可後	洗淨個数:300個/日 許可後	洗淨個数:300個/日 許可後	洗淨個数:300個/日 許可後	洗淨個数:300個/日 許可後
工事着手予定年月日		許可後	許可後	許可後	許可後	許可後
工事完成予定年月日		許可後	許可後	許可後	許可後	許可後
使用開始予定年月日		許可後	許可後	許可後	許可後	許可後
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間		8時～18時及び20時～6時、20時間/日	8時～18時及び20時～6時、20時間/日	8時～18時及び20時～6時、20時間/日	8時～18時及び20時～6時、20時間/日	8時～18時及び20時～6時、20時間/日
使用時間の季節的変動		特になし	特になし	特になし	特になし	特になし
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値	区分	単位	通常	最大	通常	最大
	pH	-	9.3	9.3	9.3	9.3
	BOD	mg/l	6,400	6,400	6,400	6,400
	COD	mg/l	22,000	22,000	22,000	22,000
	SS	mg/l	21	21	21	21
	油分	mg/l	89.2	89.2	89.2	89.2
	T-N	mg/l	3,600	3,600	3,600	3,600
T-P	mg/l	1.9	1.9	1.9	1.9	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の1日当たりの通常の量及び最大の量	m ³ /日	0.1 (排水は全量 業者委託処理)	0.1 (排水は全量 業者委託処理)	0.1 (排水は全量 業者委託処理)	0.1 (排水は全量 業者委託処理)	0.1 (排水は全量 業者委託処理)

種類	65号 酸又はアルカリによる表面処理施設 (洗浄-13)		65号 酸又はアルカリによる表面処理施設 (洗浄-14)		65号 酸又はアルカリによる表面処理施設 (洗浄-15)	
	洗淨個数:530個/日 許可後	洗淨個数:50個/日 許可後	洗淨個数:50個/日 許可後	洗淨個数:50個/日 許可後	洗淨個数:50個/日 許可後	洗淨個数:50個/日 許可後
能力						
工事着手予定年月日						
工事完成予定年月日						
使用開始予定年月日						
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間	8時～18時及び20時～6時、20時間/日	8時～16時、8時間/日	8時～16時、8時間/日	8時～16時、8時間/日	8時～16時、8時間/日	8時～16時、8時間/日
使用時間の季節的変動	特になし	特になし	特になし	特になし	特になし	特になし
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値	区分	通常	最大	通常	最大	通常
	pH	10.2	10.2	8.7	8.7	8.7
	BOD	50,000	50,000	9,900	9,900	9,900
	COD	11,000	11,000	8,100	8,100	8,100
	SS	2	2	25	25	25
	油分	2.4	2.4	2,670	2,670	2,670
	T-N	4,100	4,100	1,700	1,700	1,700
T-P	1	1	200	200	200	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の1日当たりの通常の量及び最大の量	0.1 (排水は全量 業者委託処理)	0.1 (排水は全量 業者委託処理)	0.1 (排水は全量 業者委託処理)	0.1 (排水は全量 業者委託処理)	0.1 (排水は全量 業者委託処理)	0.1 (排水は全量 業者委託処理)
	m ³ /日					

種類	65号 酸又はアルカリによる表面処理施設 (洗浄-16)		65号 酸又はアルカリによる表面処理施設 (洗浄-17)		65号 酸又はアルカリによる表面処理施設 (洗浄-18)	
	能力	洗浄回数:50個/日 許可後	洗浄回数:50個/日 許可後	洗浄回数:50個/日 許可後	洗浄回数:50個/日 許可後	洗浄回数:50個/日 許可後
工事着手予定年月日		許可後	許可後	許可後	許可後	許可後
工事完成予定年月日		許可後	許可後	許可後	許可後	許可後
使用開始予定年月日		許可後	許可後	許可後	許可後	許可後
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間		8時～16時、8時間/日	8時～16時、8時間/日	8時～16時、8時間/日	8時～16時、8時間/日	8時～16時、8時間/日
使用時間の季節的変動		特になし	特になし	特になし	特になし	特になし
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値	区分	単位	通常	最大	通常	最大
	pH	-	8.7	8.7	8.7	8.7
	BOD	mg/l	9,900	9,900	9,900	9,900
	COD	mg/l	8,100	8,100	8,100	8,100
	SS	mg/l	25	25	25	25
	油分	mg/l	2,670	2,670	2,670	2,670
	T-N	mg/l	1,700	1,700	1,700	1,700
T-P	mg/l	200	200	200	200	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の1日当たりの通常の量及び最大の量	m ³ /日		0.1 (排水は全量 業者委託処理)	0.1 (排水は全量 業者委託処理)	0.1 (排水は全量 業者委託処理)	0.1 (排水は全量 業者委託処理)

種類	65号 酸又はアルカリによる表面処理施設 (洗浄-19)		65号 酸又はアルカリによる表面処理施設 (洗浄-20)		65号 酸又はアルカリによる表面処理施設 (洗浄-21)		
	能力	洗浄回数:50個/日 許可後	洗浄回数:10個/日 許可後	洗浄回数:10個/日 許可後	洗浄回数:10個/日 許可後	洗浄回数:10個/日 許可後	
工事着手予定年月日		許可後	許可後	許可後	許可後	許可後	
工事完成予定年月日		許可後	許可後	許可後	許可後	許可後	
使用開始予定年月日		許可後	許可後	許可後	許可後	許可後	
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間		8時～16時、8時間/日	8時～16時、8時間/日	8時～16時、8時間/日	8時～16時、8時間/日	8時～16時、8時間/日	
使用時間の季節的変動		特になし	特になし	特になし	特になし	特になし	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値	区分	単位	通常	最大	通常	最大	
	pH	-	8.7	8.7	12.7	12.7	
	BOD	mg/l	9,900	9,900	2,300	2,300	
	COD	mg/l	8,100	8,100	2,900	2,900	
	SS	mg/l	25	25	2	2	
	油分	mg/l	2,670	2,670	161	161	
	T-N	mg/l	1,700	1,700	480	480	
	T-P	mg/l	200	200	1	1	
	使用時において当該特定施設から排出される汚水等の1日当たりの通常の量及び最大の量	m ³ /日	0.1 (排水は全量 業者委託処理)	0.1 (排水は全量 業者委託処理)	0.1 (排水は全量 業者委託処理)	0.1 (排水は全量 業者委託処理)	0.1 (排水は全量 業者委託処理)

別表2

種類		浄化槽-1	
使用開始年月日	平成4年11月1日		
構造	鉄筋コンクリート造り		
能力	110m ³ /日		
汚水等の処理の方法	膜分離活性汚泥処理		
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間	連続24時間		
使用時間の季節的変動	なし		
使用時における当該汚水等の処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値	区分	単位	
	pH	-	
	BOD	mg/l	
	COD	mg/l	
	SS	mg/l	
	油分	mg/l	
	T-N	mg/l	
	T-P	mg/l	
	大腸菌類	個/ml	
	通常	処理前	処理後
	5.8~8.6	5.8~8.6	5.8~8.6
	680	8	900
	200	15	250
	250	5	300
	73	3	90
	71	40	90
	8	3	8
	-	0	-
使用時における当該汚水等の処理施設による処理前及び処理後の汚水等の1日当たりの通常の量及び最大の量	95	m ³ /日	110

種類		浄化槽-2	
使用開始予定年月日	未竣工		
構造	RC造及びFRP製		
能力	110m ³ /日		
汚水等の処理の方法	膜分離活性汚泥処理		
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間	連続24時間		
使用時間の季節的変動	なし		
使用時における当該汚水等の処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値	区分	単位	
	pH	-	
	BOD	mg/l	
	COD	mg/l	
	SS	mg/l	
	油分	mg/l	
	T-N	mg/l	
	T-P	mg/l	
	大腸菌類	個/ml	
	通常	処理前	処理後
	5.8~8.6	5.8~8.6	5.8~8.6
	300	10	300
	150	10	150
	250	10	250
	30	3	30
	100	10	100
	8	1	8
	<3000	<3000	<3000
使用時における当該汚水等の処理施設による処理前及び処理後の汚水等の1日当たりの通常の量及び最大の量	95	m ³ /日	110

別表3

排水口名	No.1排水口	
	種類・項目	通常 最大
排水水の汚染状態	pH	5.8~8.6
	BOD	9.0
	COD	12.5
	SS	7.5
	油分	3.0
	T-N	25.0
	T-P	2.0
大腸菌類	個/ml	<3000
排水水の量	m ³ /日	190
		220

~~~~~

堺市告示第417号

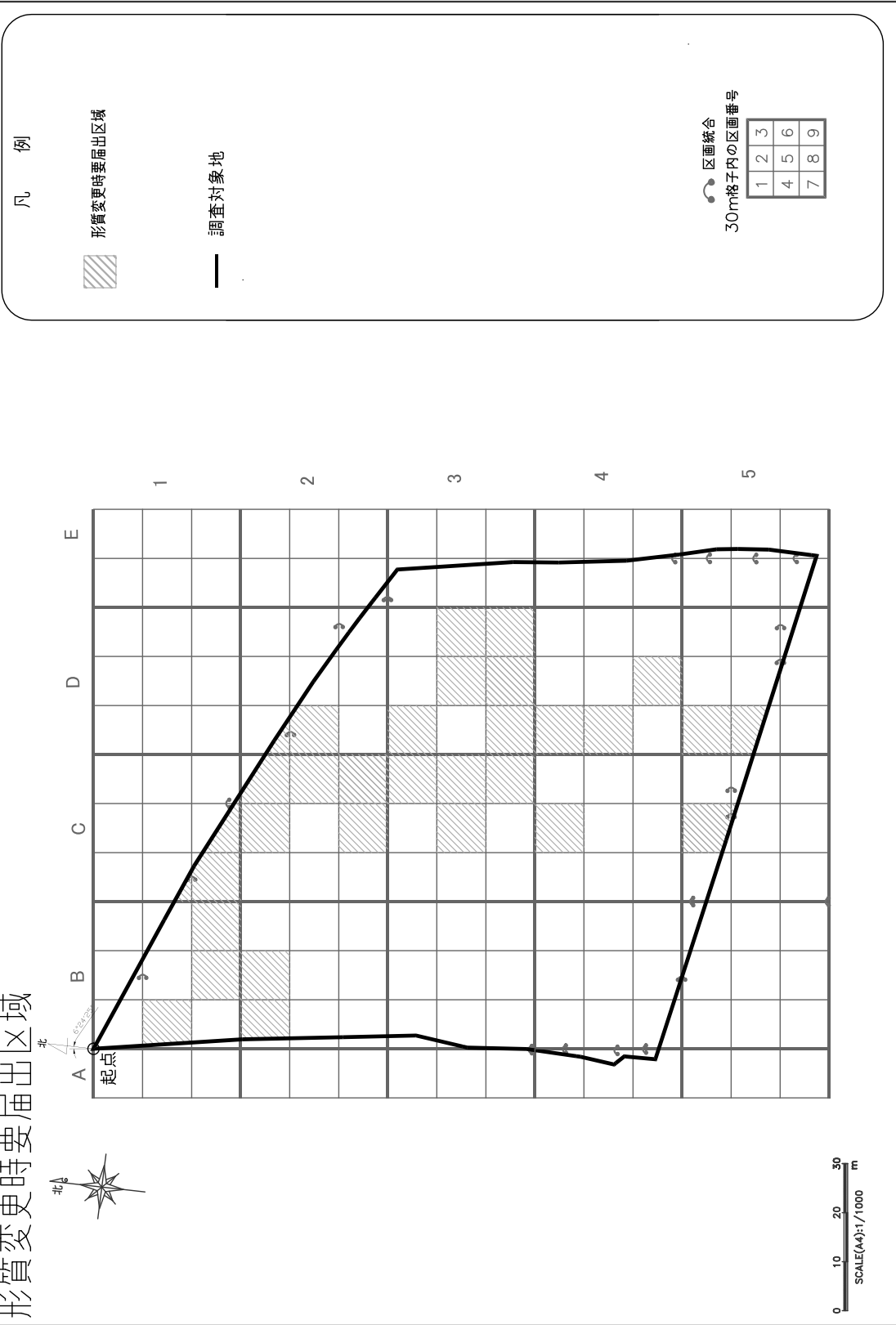
土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第3項において準用する同法第6条第2項の規定により、次のとおり告示する。

令和2年11月20日

堺市長 永藤英機

- 1 指定する形質変更時要届出区域  
堺市西区津久野町三丁773番1及び773番7（次頁図面参照）
  
- 2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類  
砒素及びその化合物  
ふっ素及びその化合物

形質変更所要届出区域



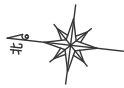
凡例

形質変更所要届出区域

調査対象地

区画統合  
30m格子内の区画番号

|   |   |   |
|---|---|---|
| 1 | 2 | 3 |
| 4 | 5 | 6 |
| 7 | 8 | 9 |



0 10 20 30  
SCALE(A4):1/1000  
m

## 堺市告示第418号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第36条第1項の規定に基づき、次の事業者を同法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者として指定したので、同法第51条第1号の規定により告示する。

令和2年11月20日

堺市長 永 藤 英 機

| 法人名            | 事業内容       | 事業所名       | 事業所所在地                   | 指定年月日     |
|----------------|------------|------------|--------------------------|-----------|
| 株式会社 虹色のトビラ    | 居宅介護       | 虹色クジラ      | 大阪府堺市西区山田一丁1203番地8       | 令和2年11月1日 |
| 株式会社 虹色のトビラ    | 重度訪問介護     | 虹色クジラ      | 大阪府堺市西区山田一丁1203番地8       | 令和2年11月1日 |
| 特定非営利活動法人 スカイ  | 就労継続支援（B型） | マハロワークス    | 大阪府堺市中区深井中町1412-6        | 令和2年11月1日 |
| 合同会社 KOTOBUKI  | 居宅介護       | ケアアシスト ところ | 大阪府堺市西区浜寺石津町西四丁1-22      | 令和2年11月1日 |
| 合同会社 KOTOBUKI  | 重度訪問介護     | ケアアシスト ところ | 大阪府堺市西区浜寺石津町西四丁1-22      | 令和2年11月1日 |
| ケアアンドメディカル株式会社 | 居宅介護       | ケアメディ訪問介護  | 大阪府堺市北区百舌鳥赤畑町一丁37番地10 5F | 令和2年11月1日 |
| ケアアンドメディカル株式会社 | 重度訪問介護     | ケアメディ訪問介護  | 大阪府堺市北区百舌鳥赤畑町一丁37番地10 5F | 令和2年11月1日 |

## 堺市告示第419号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の20第1項の規定に基づき、次の事業者を同法第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者として指定したので、同法第51条の30第2項第1号の規定により告示する。



令和2年11月20日

堺市長 永 藤 英 機

| 法人名      | 事業内容   | 事業所名 | 事業所所在地            | 指定年月日     |
|----------|--------|------|-------------------|-----------|
| 合同会社 つどい | 計画相談支援 | つどい  | 大阪府堺市南区宮山台三丁目1番1号 | 令和2年11月1日 |

## 堺市告示第420号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定に基づき、次のとおり指定障害福祉サービスの事業の廃止に係る届出があったので、同法第51条第2号の規定により告示する。

令和2年11月20日

堺市長 永 藤 英 機

| 法人名                | 事業内容   | 事業所名              | 事業所所在地                             | 廃止年月日      |
|--------------------|--------|-------------------|------------------------------------|------------|
| ユーススタイルラボラトリー 株式会社 | 居宅介護   | 土屋訪問介護事業所堺        | 大阪府堺市堺区向陵西町四丁目2-19 モデラート三国ヶ丘502号   | 令和2年10月31日 |
| ユーススタイルラボラトリー 株式会社 | 重度訪問介護 | 土屋訪問介護事業所堺        | 大阪府堺市堺区向陵西町四丁目2-19 モデラート三国ヶ丘502号   | 令和2年10月31日 |
| 株式会社 OCE AN        | 同行援護   | 訪問介護事業 coco-line  | 大阪府堺市西区上野芝町五丁目11-13                | 令和2年10月31日 |
| 有限会社 酔族館           | 居宅介護   | ヘルパーステーション陽だまりつくの | 大阪府堺市西区津久野町一丁目24番22号 パークハイム津久野101号 | 令和2年10月14日 |

|          |        |                   |                                      |            |
|----------|--------|-------------------|--------------------------------------|------------|
| 有限会社 酔族館 | 重度訪問介護 | ヘルパーステーション陽だまりつくの | 大阪府堺市西区津久野町一丁24番22号<br>パークハイム津久野101号 | 令和2年10月14日 |
| 有限会社 酔族館 | 同行援護   | ヘルパーステーション陽だまりつくの | 大阪府堺市西区津久野町一丁24番22号<br>パークハイム津久野101号 | 令和2年10月14日 |

## 堺市告示第421号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の25第4項の規定に基づき、次のとおり指定特定相談支援の事業の廃止に係る届出があったので、同法第51条の30第2項第2号の規定により告示する。

令和2年11月20日

堺市長 永藤英機

| 法人名     | 事業内容   | 事業所名      | 事業所所在地            | 廃止年月日      |
|---------|--------|-----------|-------------------|------------|
| 合同会社 レア | 計画相談支援 | ケアサポートおはな | 大阪府堺市中区深井中町761番地3 | 令和2年10月31日 |

## 堺市告示第422号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、道路の区域を次のように変更して、告示の日から供用を開始する。

その関係図面は、堺市建設局土木部路政課において、告示の日から14日間一般の縦覧に供する。

令和2年11月20日

堺市長 永藤英機

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線名 別紙調書のとおり
- 3 敷地の幅員及びその延長 別紙調書のとおり
- 4 供用開始の区間 別紙調書のとおり

## 道路区域変更調書

| 路線名    | 区間<br>から<br>まで               | 旧<br>新 | 敷地の           |        | 備考    |
|--------|------------------------------|--------|---------------|--------|-------|
|        |                              |        | 幅員m           | 延長m    |       |
| 野尻9号線  | 東区野尻町456番1地先<br>東区野尻町453番3地先 | 旧      | 1.50<br>3.50  | 9.30   | /0010 |
|        |                              | 新      | 2.00<br>5.20  | 9.30   |       |
| 小阪2号線  | 中区平井719番1地先<br>中区平井711番1地先   | 旧      | 6.93<br>10.88 | 162.24 | =0026 |
|        |                              | 新      | 6.93<br>15.40 | 162.24 |       |
| 富蔵逆瀬川線 | 南区逆瀬川944番6地先<br>南区逆瀬川944番6地先 | 旧      | 7.10<br>7.92  | 3.70   | 2041  |
|        |                              | 新      | 5.45<br>6.00  | 3.70   |       |

公 告

堺市公告第651号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける調達契約に係る落札者等について、堺市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成18年規則第18号）第12条の規定により、次のとおり公告する。

令和2年11月20日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量  
本庁舎無線LAN化等庁内ネットワーク機器等賃貸借（リース）に関する契約 1式
- 2 契約に関する事務を担当する局部課の所在地及び名称  
堺市堺区南瓦町3番1号  
ICTイノベーション推進室
- 3 落札者を決定した日  
令和2年10月6日
- 4 落札者の氏名及び住所  
富士通株式会社 関西支社  
支社長 川西 洋一  
大阪市中央区城見2丁目2番6号（富士通関西システムラボラトリ）
- 5 落札金額  
¥18,590,000－（月額当たりの税込単価）
- 6 契約の相手方を決定した手続  
総合評価一般競争入札

- 7 総合評価一般競争入札の公告を行った日  
令和2年7月13日

堺市公告第652号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定に基づき、次のとおり新設の届出があったので、同条第3項の規定により公告するとともに、届出書類については、公告の日から4か月間、堺市産業振興局商工労働部商業流通課及び美原区役所企画総務課市政情報センターにおいて縦覧に供する。

また、大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定に基づき、意見を有する者は、この公告の日から4か月以内に堺市産業振興局商工労働部商業流通課に意見書を提出することができる。なお、提出された意見書については、その概要を公告するとともに、縦覧に供する。

令和2年11月20日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
（仮称）ビバモール美原南インター  
堺市美原区黒山469番1の一部 ほか
- 2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
株式会社LIXILビバ  
代表取締役 渡邊 修  
埼玉県さいたま市浦和区上木崎一丁目13番1号
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

| 小売業を行う者の氏名又は名称            | 住 所                    |
|---------------------------|------------------------|
| 株式会社LIXILビバ<br>代表取締役 渡邊 修 | 埼玉県さいたま市浦和区上木崎一丁目13番1号 |
| 未 定                       | 未 定                    |

4 大規模小売店舗の新設をする日  
令和3年7月7日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
22,575平方メートル

6 駐車場の収容台数  
1,001台

7 駐輪場の収容台数  
1,237台

8 荷さばき施設の面積  
424平方メートル

9 廃棄物等の保管施設の容量  
89.7立方メートル

10 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

| 小売業者        | 開店時刻  | 閉店時刻   |
|-------------|-------|--------|
| 株式会社LIXILビバ | 6時00分 | 23時00分 |
| 未定          | 6時00分 | 23時00分 |

11 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
5時30分から23時30分まで

12 駐車場の自動車の出入口の数  
出入口2箇所

13 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
6時00分から21時00分まで

14 届出年月日  
令和2年11月6日

~~~~~

堺市公告第653号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和2年11月20日

堺市長 永藤英機

令和2年度 第8号

農 用 地 利 用 集 積 計 画

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定

により、農用地利用集積計画を定める。

令和2年11月5日

堺 市

1 利用権設定各案明細

利用権の設定を受ける者(貸し手)		利用権を設定する農地				利用権を設定する者(貸し手)		設定する利用権					
住所	氏名	所在	地番	現況地目	地積(m ²)	住所	氏名	利用権の種類及び適用される共通事項	内容	始期	終期	借賃(円)	借賃の支払い方法
堺市北区金岡町2239番地	芝尾 健	北区金岡町	2489-1	田	530	大阪府阿倍野区松崎町2丁目9番地21-1401号	多田 幸子	使用貸借による権利	田として利用	令和3年1月1日	令和5年12月31日	-	-
			2489-4	田	61								
堺市東区高松5番地	阪口 茂樹	東区日置荘原寺町	310	田	1,421	堺市東区草尾1170番地2	小谷 惠義	使用貸借による権利	田として利用	令和2年12月1日	令和5年11月30日	-	-
			428	田	406								
堺市南区茶山台2丁目1番27-101号	山田 晋也	南区富蔵	431	田	743	大阪府南河内郡河南町加納1番地の5	抽冬 行弘	賃貸借	畑として利用	令和2年12月1日	令和5年11月30日	40,800	毎年未までに貸人指定口座に振込
			436	田	333								
			3618	畑	1,029								
大阪府高石市西取石3丁目16番地44号	藤岡 勲	西区菱木4丁目	2833-1	畑	2,074 のち 1,374	堺市西区菱木4丁目2798番地1	蒲田 安信	使用貸借による権利	畑として利用	令和2年12月1日	令和5年11月30日	-	-
			2833-3	畑	207								
			752-2	田	925								
堺市中区深阪2丁目3番45号	小西 宏幸	中区平井	365-1	田	946	堺市中区八田北町947番地	野守 親夫	使用貸借による権利	田として利用	令和3年2月1日	令和6年1月31日	-	-
堺市南区竹城台1丁目2番9-310号	相馬 努	西区太平寺	365-3	田	0.07	堺市南区片蔵757番地	中井 博	賃貸借	畑として利用	令和3年2月1日	令和6年1月31日	10,000	毎年未までに貸人宅へ持参
			577	田	975								
堺市美原区黒山229番地	奥野 嘉久	美原区黒山	36-1	畑	1,216	大阪府八尾市龍華町1丁目4番1-2311号	氏林 直克	使用貸借による権利	田として利用	令和3年2月1日	令和6年1月31日	-	-
堺市中区新家町630番地1	松川 幸男	中区福田	960-1	畑	991	堺市中区深井畑山町272番地1	山本 伸治	使用貸借による権利	畑として利用	令和3年2月1日	令和6年1月31日	-	-
			960-2	畑	1,001								
			961	畑	955								
堺市中区土師町2丁目17番20号	樋口 桂治	中区福田	961	畑	955	堺市中区深井畑山町272番地1	山本 伸治	使用貸借による権利	畑として利用	令和3年2月1日	令和6年1月31日	-	-

使用貸借

2 共通事項（利用権設定関係）

この農用地利用集積計画の定めるところにより設定される利用権は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 解約権の留保の禁止

利用権を設定する者（以下「甲」という。）及び利用権の設定を受ける者（以下「乙」という。）は、1の各筆明細に定める利用権の存続期間の中途において解約する権利は有しない。

(2) 転貸又は譲渡

乙はあらかじめ市に協議した上、甲の承諾を得なければ目的物を転貸し、又は利用権を譲渡してはならない。

(3) 修繕及び改良

ア 甲は、乙の責に帰すべき事由によらないで生じた目的物の損耗について、自らの費用と責任において修繕する。ただし、緊急を要するときその他甲において修繕することができない場合で甲の同意があったときは、乙が修繕することができる。この場合において乙が修繕の費用を支出したときは、甲に対してその償還を請求することができる。

イ 乙は、甲の同意を得て目的物の改良を行うことができる。ただし、その改良が軽微である場合には甲の同意を要しない。

(4) 租税公課の負担

ア 甲は、目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

イ 乙は、目的物に係る農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく共済掛金及び賦課金を負担する。

ウ 目的物に係る土地改良区の賦課金については、甲及び乙が別途協議するところにより負担する。

(5) 目的物の返還

ア 利用権の存続期間が満了したときは、乙は、すみやかに甲に対して目的物を原状に回復して返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕又は改良行為による形質の変更又は目的物の通常の利用によって生ずる形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。

イ 乙は、目的物の改良のために支出した有益費については、その返還時に増価額が現存している場合に限り、甲の選択に従い、その支出した額又は増価額（土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づく土地改良事業により支出した有益費については、増価額）の償還を請求することができる。

ウ イにより有益費の償還請求があった場合において甲及び乙の間で有益費の額について協議が調わないときは、甲及び乙双方の申出に基づき市が認定した額を、その費やした金額又は増価額とする。

エ 乙は、イによる場合その他法令による権利の行使である場合を除き、目的物の返還に際し、名目のいかんを問わず返還の代償を請求してはならない。

(6) 利用権に関する事項の変更の禁止

甲及び乙は、この農用地利用集積計画に定めるところにより設定される利用権に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙及び市が協議のうえ、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

(7) 利用権取得者の責務

乙は、この農用地利用集積計画の定めるところに従い、目的物を効率的かつ適正に利用しなければならない。

(8) その他

この農用地利用集積計画に定めのない事項及びこの農用地利用集積計画に関し疑義が生じたときは、甲、乙及び市が協議して定める。

賃 貸 借

2 共通事項（利用権設定関係）

この農用地利用集積計画の定めるところにより設定される利用権は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 借賃の支払猶予

利用権を設定する者（以下「甲」という。）は、利用権の設定を受ける者（以下「乙」という。）が災害その他やむを得ない事由のため、借賃の支払い期限までに借賃の支払いをすることができない場合には、相当と認められる期日までその支払いを猶予する。

(2) 解約権の留保の禁止

甲及び乙は、1の各筆明細に定める利用権の存続期間の中途において解約する権利は有しない。

(3) 転貸又は譲渡

乙はあらかじめ市に協議した上、甲の承諾を得なければ目的物を転貸し、又は利用権を譲渡してはならない。

(4) 修繕及び改良

ア 甲は、乙の責に帰すべき事由によらないで生じた目的物の損耗について、自らの費用と責任において修繕する。ただし、緊急を要するときその他甲において修繕することができない場合で甲の同意があったときは、乙が修繕することができる。この場合において乙が修繕の費用を支出したときは、甲に対してその償還を請求することができる。

イ 乙は、甲の同意を得て目的物の改良を行うことができる。ただし、その改良が軽微である場合には甲の同意を要しない。

(5) 租税公課の負担

ア 甲は、目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

イ 乙は、目的物に係る農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく共済掛金及び賦課金を負担する。

ウ 目的物に係る土地改良区の賦課金については、甲及び乙が別途協議するところにより負担する。

(6) 目的物の返還

ア 利用権の存続期間が満了したときは、乙は、すみやかに甲に対して目的物を原状に回復して返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕又は改良行為による形質の変更又は目的物の通常の利用によって生ずる形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。

イ 乙は、目的物の改良のために支出した有益費については、その返還時に増価額が現存している場合に限り、甲の選択に従い、その支出した額又は増価額（土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づく土地改良事業により支出した有益費については、増価額）の償還を請求することができる。

ウ イにより有益費の償還請求があった場合において甲及び乙の間で有益費の額について協議が調わないときは、甲及び乙双方の申出に基づき市が認定した額を、その費やした金額又は増価額とする。

エ 乙は、イによる場合その他法令による権利の行使である場合を除き、目的物の返還に際し、名目のいかんを問わず返還の代償を請求してはならない。

(7) 利用権に関する事項の変更の禁止

甲及び乙は、この農用地利用集積計画に定めるところにより設定される利用権に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙及び市が協議のうえ、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

(8) 利用権取得者の責務

乙は、この農用地利用集積計画の定めるところに従い、目的物を効率的かつ適正に利用しなければならない。

(9) その他

この農用地利用集積計画に定めのない事項及びこの農用地利用集積計画に関し疑義が生じたときは、甲、乙及び市が協議して定める。

~~~~~

堺市公告第654号

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和2年11月20日

堺市長 永 藤 英 機

1 開発区域

堺市西区上45番5

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪府堺市西区鳳東町6丁677番地1伊勢の森ハイツA-21

植田 勇太

大阪府堺市西区鳳東町6丁677番地1伊勢の森ハイツA-21

植田 佳奈美

~~~~~

堺市公告第655号

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和2年11月20日

堺市長 永 藤 英 機

1 開発区域

堺市中区土師町五丁216番1、216番3の一部、216番4、216番6から216番19まで、217番33及び217番34並びに地先水路

- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
大阪府堺市北区中長尾町四丁5番18号
株式会社フェニックス
代表取締役 小島 俊雄

~~~~~

堺市公告第656号

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和2年11月20日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 開発区域  
堺市北区百舌鳥赤畑町四丁317番1及び317番3
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
北九州市小倉北区馬借二丁目6番8号  
第一交通産業株式会社  
代表取締役 田中 亮一郎

大阪府中央区平野町2-3-14-602号  
株式会社ホームズ  
代表取締役 有田 稔

~~~~~

堺市公告第657号

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和2年11月20日

堺市長 永 藤 英 機

1 開発区域

堺市北区百舌鳥赤畑町四丁336番1及び336番4

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

北九州市小倉北区馬借二丁目6番8号

第一交通産業株式会社

代表取締役 田中 亮一郎

大阪府中央区内平野町2-3-14-602号

株式会社ホームズ

代表取締役 有田 稔

~~~~~

堺市公告第658号

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和2年11月20日

堺市長 永 藤 英 機

1 開発区域

堺市西区上190番9、190番47から190番50まで、190番52から190番55まで、192番3及び192番7

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪府堺市北区長曾根町3番地

株式会社アスリード

代表取締役 中尾 英明